

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(選挙権及び被選挙権を有しない者)</p> <p>第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>一 削除</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(代理投票)</p> <p>第四十八条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称)を記載することができない選挙人は、第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(選挙権及び被選挙権を有しない者)</p> <p>第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>一 成年被後見人</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(代理投票)</p> <p>第四十八条 身体の故障又は文盲により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称)を記載することができない選挙人は、第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(期日前投票)

第四十八条の二 (略)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(不在者投票)

第四十九条 (略)

2～8 (略)

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることにその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(期日前投票)

第四十八条の二 (略)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第四十六条第一項から第三項まで	投票所	期日前投票所
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(不在者投票)

第四十九条 (略)

2～8 (略)

(新設)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）
（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（電磁的記録式投票機による代理投票等）</p> <p>第七条 第三条の規定による投票において、<u>心身の故障</u>その他の事由により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。）を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、<u>投票所の事務に従事する者のうちから</u>当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、<u>投票所の事務に従事する者のうちから</u>当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人を定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。</p>	<p>（電磁的記録式投票機による代理投票等）</p> <p>第七条 第三条の規定による投票において、<u>身体の故障又は文盲により</u>、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。）を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、<u>当該選挙人の投票を補助すべき者二人を</u>その承諾を得て定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、<u>当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人を</u>その承諾を得て定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。</p>

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条及び第五条 削除	<p>（投票権を有しない者）</p> <p>第四条 成年被後見人は、国民投票の投票権を有しない。</p> <p>（本籍地の市町村長の通知）</p> <p>第五条 市町村長は、第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日から国民投票の期日までの間、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十七条の規定による在外投票人名簿の登録がされているものについて、前条の規定により投票権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p> <p>（被登録資格等）</p> <p>第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。</p> <p>一・二 （略）</p>
2 （略）	2 （略）
（訂正等） 第二十八条 （削る）	（表示及び訂正等） 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者が第四条の規定により投票権を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票人名簿にその旨の表示をしなければならない。 <p>2 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者の記載</p>

（略）

(在外投票人名簿の被登録資格)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一・二 (略)

(在外投票人名簿の訂正等)

第四十一条 (削る)

(略)

(代理投票)

第五十九条 心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載する

内容(第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(在外投票人名簿の被登録資格)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。)で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一・二 (略)

(在外投票人名簿の表示及び訂正等)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿に登録されている者が第四条の規定により投票権を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに在外投票人名簿にその旨を表示しなければならない。

2| 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿に登録されている者の記載内容(第二十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(代理投票)

第五十九条 身体の故障又は文盲により、自ら○の記号を記載すること

ことができない投票人は、第五十七条第一項、第六十三条第四項及び第五項並びに第八十二条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 (略)

(期日前投票)

第六十条 (略)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第五十七条第一項及び前条第二項	投票所	期日前投票所
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(不在者投票)

第六十一条 (略)

2・8 (略)

ができない投票人は、第五十七条第一項、第六十三条第四項及び第五項並びに第八十二条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 (略)

(期日前投票)

第六十条 (略)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

(略)	(略)	(略)
第五十七条第一項	投票所	期日前投票所
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(不在者投票)

第六十一条 (略)

2・8 (略)

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

附 則

(在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例)

第二条 (略)

2 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第三十六条第一項中「申請の時に於けるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時に於いて北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)以下「特別措置法」という。)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、同条第三項中「申請の時に於けるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時に於いて特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第四十三条第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十六条第一項及び第三項中「申請の時に於けるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時に於いて特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

(新設)

附 則

(在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例)

第二条 (略)

2 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)以下「特別措置法」という。)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十六条第一項及び第三項中「申請の時に於けるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時に於いて特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第四十三条第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十六条第一項及び第三項中「申請の時に於けるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時に於いて特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

改正後

改正前

第七十四条（略）

②～⑦（略）

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨（略）

第七十四条の四（略）

②（略）

③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

⑤・⑥（略）

第七十四条（略）

②～⑦（略）

⑧ 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨（略）

第七十四条の四（略）

②（略）

③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

④ 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

⑤・⑥（略）

改正後

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百二十七円とする。

2| 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費の額は、一日につき一万七百元とする。

3| 4| （略）

（日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費）

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたって行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に

改正前

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百二十七円とする。

（新設）

2| 3| （略）

（日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費）

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたって行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に

れ二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

(再選挙等の経費)

第十七条 国會議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 (略)

相当する額以内の額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

(再選挙等の経費)

第十七条 国會議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 (略)

○農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(会議員) 第四十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、<u>会議員</u>とならない。</p> <p>一 <u>削除</u></p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(会議員) 第四十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、<u>会議員</u>とならない。</p> <p>一 <u>成年被後見人</u></p> <p>二・三 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に<u>関し</u>、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が<u>心身の故障</u>その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 選挙権を有する者が<u>心身の故障</u>その他の事由により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に<u>関し</u>、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が<u>身体</u>の故障若しくは<u>文盲</u>により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 選挙権を有する者が<u>身体</u>の故障又は<u>文盲</u>により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6（略）</p>